

平成 30 年 6 月 21 日現在

機関番号：37503

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2015～2017

課題番号：15K12966

研究課題名(和文) 海賊とカウボーイ 無政府資本主義の意義と可能性

研究課題名(英文) Pirates and Cowboys: The Significance and Limits of Anarcho-Capitalism

研究代表者

ASKEW David (Askew, David)

立命館アジア太平洋大学・アジア太平洋学部・准教授

研究者番号：90343722

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,300,000円

研究成果の概要(和文)：日本では無政府資本主義のみならず、リバタリアニズムに関する研究ですらも相対的に稀であり、これを取り上げることに自体に意義はあるかと確信している。欧米諸国においても、無政府資本主義を唱える論考はあっても、無政府資本主義に関する学術的研究は多いとはいえ、特定分野における民営化という個別研究に留まる。本研究の学術的特色と意義は、実証研究と規範理論の両面から、統合的に無政府資本主義の意義と可能性を分析の俎上に登らせたことであろう。研究成果は、無政府資本主義の実証主義的・規範論的意義を確認する複数の学術論文の発表に加えて、現代国家の守備範囲の抜本的見直し、現代正義論の活性化に一石を投じることであった。

研究成果の概要(英文)：In Japan, research on libertarianism is rare, let alone research on anarcho-capitalism. To focus on anarcho-capitalism is therefore significant. Even overseas, while some argue for anarcho-capitalism, there is little academic research on the topic, and much of the little research that exists focuses on, for instance, the privatization of a specific public good. This research project attempted to examine the potential and limits of anarcho-capitalism from both history/experience and from normative theory. The results were the completion and eventual publication of a number of papers on both aspects of anarcho-capitalism, as well as a call to rethink the role of the modern state and to revitalize modern theories of justice.

研究分野：法哲学

キーワード：リバタリアニズム 自由至上主義 無政府資本主義 公共財の私的供給 正義論 海賊 カウボーイ  
無政府主義

## 1. 研究開始当初の背景

現代の先進諸国は福祉政策を特徴としているが、昨今では、全般的な少子・高齢化を背景に、国家活動が肥大化し、公共支出も激増して慢性的な財政赤字、そして国によっては事実上の財政破綻がもたらされそうになった。こうした「政府の失敗」を受けて、国家の規模縮小が喫緊の課題となり、福祉政策を見直し、官から民を唱える「小さな政府」論、また民営化・規制緩和を含む「市場の復権」論が声高に叫ばれるに至り、学術的にも古典的自由主義やリバタリアニズム(自由至上主義)は勢いを増している(Gerard Casey, *Libertarian Anarchy: Against the State*, Continuum, 2012 や Gary Chartier, *Anarchy and Legal Order: Law and Politics for a Stateless Society*, Cambridge University Press, 2012 などを参照)。

リバタリアニズムとは、自由秩序の制度的枠組を構築するために、自己所有権・私有財産制度・自由競争市場における私人間の合意による自発的交換パラダイムを推奨する見解に他ならない。同時にそれは個人の自由を非妥協的に擁護して、個人の選好を尊重する個人主義・自由主義的な思想的立場であり、現代の法哲学や政治理論、正義論を語る際に決して無視しえない社会哲学でもある。国家とは物理的権力・強制の制度と目され、市場の自発的・非強制的交換の制度とは対極にあるものとされる。リバタリアニズム陣営内の国家の正統性をめぐる侃々諤々たる論議は、最小国家論と無政府資本主義という二つの見解に大別できる。前者が市場という非強制的の経済的枠組を確保し維持するために、政府という強制の政治的枠組が不可欠であるとするのに対し、後者はいかなる強制をも警戒し、政府の果たす諸々の機能を例外なく市場に委ねようとする。換言すれば、最小国家論者は、ホップズ問題の解決策、つまり秩序の保障メカニズムとして、司法制度や国防に限定した最小国家(夜警国家)の必要性を説く。対する無政府資本主義者は、司法制度も国防も民間部門に委ね、専ら市場原理に依拠した秩序作りが可能だとする。

さて、これまで申請者は、多面的にリバタリアニズム研究に携わり、数々の論考を公にしてきた。「リバタリアニズムと無政府資本主義」(平野仁彦・亀本洋・川濱昇編『現代法の変容』有斐閣、2013年)を執筆し、欧米諸国や日本における無政府資本主義に関する学術的研究を整理したが、その際、昨今の古典的自由主義などに対する再評価にもかかわらず、リバタリアニズム、殊に無政府資本主義に関する研究の意外な少なさに驚かされた。この溝を埋めるべく、今回の研究プロジェクト「海賊とカウボーイ——無政府資本主義の意義と可能性」で、これまで軽視されてきた無政府資本主義を分析の対象として、海賊とカウボーイの無政府社会に関する実証研究を取り上げつつ、無政府資本主義の規範論的再構成を図り、法秩序の維持を含む公共財の私的供給の可能性、ひいては無政府資本主義の意義と可能性について考察してきた。つまり、本研究プロジェクトでは、リバタリアニズムの中でも急進的な無政府資本主義に関する論議を、実証主義研究および規範論の双方の視点から統合的に論じることを目指してきた。

無政府資本主義を分析しようとする試みは、(1)司法制度・国防を含む公共財の私的供給が実際に実現可能か否かという実証主義的な経験論的論点、また(2)そのことがそもそも正当か否かという規範論的な論点をめぐって展開せねばなるまい。ところが従来の無政府資本主義の研究はこの点を十分に認識していない。そこで本研究では、(1)の展開として海賊とカウボーイという二つのケース・スタディを取り上げた。この二つを選んだのは、どちらにも公共財の私的供給が見受けられ、また国家なしで社会秩序が保持されており、その故に無政府資本主義の是非を分析する上で有益だと考えたからである。従来の無政府資本主義者による実証研究は、コース(Ronald Harry Coase)——彼は普通リバタリアン論者と看做されることはないが——の力作である「灯台論」(“The Lighthouse in Economics”)から多大な影響を受けており、彼の方法論に倣って、公共財の私的供給のケース・スタディを展開する論考が多かった。しかしそれらはしばしば民間企業の運営する刑務所や警備保障会社による治安維持活動など、特定分野における個別研究に留まっていた。本研究では、ピーター・T・リーソン(Peter T. Leeson)の『海賊の経済学——見えざるフックの秘密』(The Invisible Hook: The Hidden Economics of Pirates, Princeton University Press, 2009)やアメリカ西部のケース・スタディであるアンダーソンとヒル(Terry L. Anderson and Peter J. Hill)の手になる『無法地帯ではなかった開拓時代のアメリカ西部——辺境地帯における財産権』(The Not So Wild, Wild West: Property Rights on the Frontier, Stanford Economics and Finance, 2004)を含む実証研究を取り上げ、私的な司法制度を有する無政府社会を検証し、公共財の私的供給の可能性をより全体的・総合的に論じてきた。その際タイラー・コーウェン(Tyler Cowen)編集の『市場の失敗と公共財の批判的考察』(Public Goods and Market Failures: A Critical Examination)をはじめとする公共財論を用いた。なお、しばしばポピュラー・カルチャーなどで無法で暴力的だとしばしば描写されてきた海賊やカウボーイたちは、実は意外にも無駄な暴力や争いを嫌い、秩序だった社会を築いていた。これらの実証研究は、公共財の私的供給の可能性を探る上で、大変有効なものだが、残念ながら法哲学の理論的な裏づけを欠いており、正義論の規範論的議論の進展には必ずしも貢献していない。公共財が私的に供給されることはいかなる法哲学的意味合いをもつのか、実証研究を元にこれを探たことに(2)の規範論的論点の展開がある。

本研究では従来の研究の狭さ、そして理論的な弱さを克服し、隔絶した実証研究と無政府資本主義の理論を橋渡し、実証主義的議論（現状が実際どうある（またはあった）のか）と規範論的議論（どうあるべきか）の展開を同時進行的に試みた。いうまでもないが、以上のような研究を網羅的・系統的に行い、無政府資本主義の可能性と限界とを鳥瞰的に検討することは極めて斬新な試みであると信ずる。

本研究では、まず初年度に実証主義、二年目には規範理論を重点的に検証して、三年目には無政府資本主義を実証主義・規範理論の双方の視点から検証し、総合的理解を目指した。まず個々の無政府資本主義者の手になる文献や無政府資本主義に関する文献を収集して解読・分析する。次に実証主義的なケース・スタディを詳細に分析して、コースなど、必ずしも無政府資本主義に傾倒はしていないものの、無政府状態ないし国家なき秩序のあり方に示唆を与えるような実証主義的議論をも整理する。これを無政府資本主義の規範論的・理論的立場として再構成する。その際、私的な司法制度をめぐる研究や法制史的研究に焦点を絞り、公共財の私的供給の可能性を重点的に分析した。以上の作業に基づいて無政府資本主義の実証主義的・規範論的結論を確認して、現代国家の守備範囲を抜本的に見直し、現代正義論の活性化への道標を切り開こうとしてきた。

## 2．研究の目的

本研究プロジェクト「海賊とカウボーイ」の主目的は、法哲学の手法に則り、リバタリアニズムの中でも急進的見地である無政府資本主義に焦点を絞り、実証主義的視点・規範論的視点から、無政府社会における公共財の私的供給の可能性を実証主義的視点から検証して、この検証により、その規範論的意義を明らかにして、無政府資本主義の意義と可能性を探ることだった。具体的には、海賊船と開拓時代のアメリカ西部に関する実証研究の分析を通じて、国家なき社会における秩序の在り方を実証的に検証し、そこで得た結論を無政府資本主義の規範論的理論として再構成して、法秩序の維持を含む公共財の私的供給について考察することであった。これにより、「大きな政府」で行き詰まった現代国家の守備範囲を抜本的に見直し、現代正義論の活性化への道標を切り開こうとしてきた。

## 3．研究の方法

本研究では無政府資本主義に焦点を絞り、国家なき社会における公共財の私的供給の可能性を実証主義的視点から考察し、その規範論的意義を明らかにしてきた。具体的にはまず海賊船と開拓時代のアメリカ合衆国西部の歴史研究のケース・スタディを取り上げ、国家の存在しないところでいかに社会秩序が維持されていたのか、そのメカニズムを法制史的に分析・検証した。次にこれらのケース・スタディを無政府資本主義の規範理論として再構成して、その理論化を図り、公共財の私的供給の意義と可能性を探ってきた。この作業に基づいて無政府資本主義を、また国家の守備範囲を考え直す作業に着手した。

国家の正統性をめぐる侃々諤々たる論議には、実証主義的・経験論的側面と規範論的側面とが見受けられる。本研究ではこの両方から取り組んだ。まず初年度に実証主義、二年目には規範理論を重点的に検証して、三年目には総合的理解を目指し、またこの理解に基づいて、現代正義論・国家論を考え直す作業にも着手した。

リバタリアニズム陣営に属するストリングハム( Edward Peter Stringham )やリーソン( Peter T. Leeson ) など、優秀な若手研究者の手になる論考も実に豊富で、哲学・政治・経済・法学の各分野における理論を打ち出し、さらに歴史事例に関する法制史研究および現存する社会における事例に関する法社会学研究なども枚挙にいとまがない。特にベンソン( Bruce L. Benson )などは、例えば治安が市民社会の市民ボランティア団体や市場の警備員などに委ねられている実状に関する実証研究を公にしている。これらの研究成果は参考になった。

無政府資本主義をめぐる議論は、公共財の私的供給が実際に実現可能か否かという実証主義的な論点、また正当か否かという規範論的な論点をめぐって展開せねばなるまい。換言すれば無政府資本主義の分析では、政府がどこまで必要かを問いつつ、いわゆるホップズ問題、つまり自然状態における「囚人のディレンマ」やフリーライダーの問題、公共財供給の問題、弱肉強食的な暴力の問題を、政府を頼りにせずして、民間部門を駆使することによって解決できるか否かという論題に照準を合わせる必要がある。このホップズ問題の解決策、つまり秩序の保障メカニズムとして、国家の存在理由が説明され、国家が正当化されてきた。無政府資本主義者は、リバタリアニズムおよび関連した理論的分野（殊にシカゴ学派の「法と経済学」、公共選択学理論、ミーゼス流のオーストリア学派経済学）の洞察を駆使しつつ、ホップズ問題の解決には国家は必ずしも不可欠でないことを論じてきた。本研究でこの見解の実証的・理論的解明に精魂を傾けてきた。

## 4．研究成果

日本では無政府資本主義のみならず、リバタリアニズムに関する研究ですらも相対的に稀であり、これを取り上げること自体に意義はあろうと確信している。欧米諸国においても、無政府資本主義を唱える論考はあっても、無政府資本主義に関する学術的研究は多いとはいえ、特定分野における民営化という個別研究に留まっている場合が多い。また実証研究は規範理論的な裏づけを欠いたものが殆どである。本研究の学術的特色と意義は、実証研究と規範理論の両面から、統合的に無政府資本主義の意義と可能性を分析の俎上に登らせたことであろう。研究成果は、無政府資本主義の実証主義的・規範論的意義を確認する複数の学術論文（今は査読中）の発表に加えて、現代国家の守備範囲の抜本的見直し、現代正義論の活性化に一石を投じることであった。

研究成果は具体的には以下の通りである。

初年度に無政府資本主義に関する文献を蒐集し、また理論枠組に関する文献も収集した。無政府資本主義の実証主義的研究を分析し、国家なき社会における私的メカニズムによる社会秩序の維持に関するケース・スタディを整理した。これらのケース・スタディの中でも、むろん、海賊およびアメリカ合衆国の西部のカウボーイにとりわけ着眼した。海賊の好例としてヴァイキングの社会史、とりわけアイスランドのヴァイキングの社会史の整理にも着手した。歴史的に実際に機能していた私的メカニズムの整理・分析を通じて、無政府資本主義における実証研究の可能性と限界を明らかにした。

初年度の研究は、「海賊とカウボーイ 無政府資本主義の実証研究の魅力と限界」と題する論文としてまとめた（査読中）。

この研究成果を踏まえて、次年度に、ホップズ問題に照準を合わせて、前年度に得た実証主義の結論を、規範理論として再構成した。国家の果たす機能をほぼ全面的に代替している海賊・カウボーイの国家なきメカニズムを検証し、研究成果を理論化して、法秩序を含む知的公共財の詩的供給の可能性を探った。そしてこれまでの研究成果、また最終年度の課題を明らかにすることを旨とし、無政府資本主義の実証研究の理論的再構成を試みた。

理論的枠組の構成、実証研究の検証などの研究成果を論文としてまとめ（「ホップズ問題の解決 国家なき社会における秩序維持」：査読中）、また期待せずして「無政府主義」に関する原稿の依頼を海外の有力出版社（Springer Nature）から受けて、5,000ワードの英文を執筆し、Encyclopedia of the Philosophy of Law and Social Philosophy という共著という形で研究成果の一部も出版されることとなるはずである。初年度、次年度に国家なき社会における公共財の私的供給の可能性を探って、最終年度では、現代性議論・国家論の視点からその現代的意義を明らかにしようとした。最終年度の研究成果は、「海賊とカウボーイ 無政府資本主義・国家の守備範囲・現代正義論」と「国家破産と法哲学ー無政府資本主義を手掛かりに」とにまとめた。

## 5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕(計 0 件)

〔学会発表〕(計 0 件)

〔図書〕(計 0 件)

## 6. 研究組織

(1)研究代表者

アスキュー・デイヴィッド (ASKEW, David)

立命館アジア太平洋大学 アジア太平洋学部 准教授

研究者番号：90343722